

都市計画自転車駐車場PFI等事業手法選定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

都市計画自転車駐車場PFI等事業手法選定支援業務委託

2 業務の目的

本市では、駅周辺における恒久的な自転車等駐車場の確保のため、平成30年3月に策定した「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、令和3年度からの自転車等駐車場の整備着手に向けて計画的に整備を進めている。

本業務は、当該整備計画における駅西側の自転車等駐車場の候補地であり、平成30年11月に都市計画決定を行った自転車等駐車場の整備に当たり、民間事業者の創意工夫を積極的に活用した効率的且つ効果的な施設整備を行うこと、また、既存の市営自転車等駐車場の管理運営を含めた全ての市営自転車等駐車場における利用者サービス水準の維持向上と持続可能な事業運営の実現を目指すため、民間活力の導入に向けた事業手法の選定支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

別紙「都市計画自転車駐車場PFI等事業手法選定支援業務委託仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は、今後、提案内容や協議により変更する場合がある。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

5 提案限度額

10,180,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。また、限度額を上回る提案は受け付けない。

6 実施形式

実施形式は、公募型プロポーザルとする。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、参加申込書の提出日時点において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 参加者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者及び担当技術者は下記に示す「同種又は類似業務について、過去10年間において、1件以上の実績を有すること。同種又は類似業務の認定範囲は次のとおりとする。

1) 同種業務

- ①「駐車場・駐輪場」等の導入可能性調査業務
- ②「駐車場・駐輪場」等のPFI等事業に係るアドバイザー業務

③「駐車場・駐輪場」等の基本構想又は基本計画策定業務

2) 類似業務

①「駐車場・駐輪場を含む複合施設」又は「発注者が国若しくは地方公共団体であるもの」の導入可能性調査業務

②「駐車場・駐輪場を含む複合施設」又は「発注者が国若しくは地方公共団体であるもの」のPFI等事業に係るアドバイザー業務

(2) 参加資格

- 1) 本業務を計画及び指揮する管理技術者に、本業務に精通する技術士（総合技術管理部門または建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置できること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- 3) 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）に基づく入札参加除外措置または東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立てがなされていない者。
- 7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- 8) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げていない者。
- 9) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者。

8 参加表明書提出

(1) 提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。なお、副本は、会社名、住所等が分からないようにすること。

1) 参加表明書（様式第1号）

2) 商業登記簿謄本（受付日前3箇月以内に発行されたもの）

3) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

4) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

5) 会社概要

設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第2号）

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む参加表明者のパンフレット等による代用も認める。

6) 参加表明者の同種・類似業務実績一覧表（様式第3号）

7) 管理技術者の経歴等（様式第4号）

8) 担当技術者の経歴等（様式第5号）

9) 管理技術者及び担当技術者の各資格者免許証の写し

(2) 提出期間

令和元年5月13日（月）から令和元年5月20日（月）午後5時までの間に提出場所に直接持参すること。

受付時間は、開庁日の午前9時から正午および午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

都市建設部管理課 管理調整担当（市役所 5階）

(4) 参加資格審査結果及び指名通知書の通知

参加資格審査の結果は、書面にて本市から参加者に通知する。なお、提案書の提案者として資格が確認された者については、指名通知についても合わせて通知する。

9 質問及び回答

参加表明者は、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合、以下により質問すること。

(1) 受付期間

令和元年5月13日（月）から令和元年5月20日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）を送付先まで電子メールで送付すること。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「【プロポーザル募集質問書】事業者名」とすること。

質問書を提出したときは、事故防止のため、担当課に必ず電話で提出の旨を連絡すること。

送 付 先：都市建設部管理課管理調整担当

電 話 番 号：042-470-7764（直通）

メールアドレス：kanri@city.higashikurume.lg.jp

(3) 回答

令和元年5月27日（月）までに、質問内容と合わせ、質問者にメールにて回答を送付する。また、回答内容は、質問者名を伏せて東久留米市ホームページにて公開する。

なお、質問の回答内容によって、公開した回答内容自体を本実施要領の追加又は修正とみなす。

10 提案書の提出

(1) 提出書類

指名通知書を交付された提案者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。なお、副本は、会社名、住所等が分からないようにすること。

- 1) 提案書提出届（様式第7号）
- 2) 企業概要・事業実績に関する事項（様式第8号）
- 3) 業務の実施方針に関する事項（様式第9号）
- 4) 業務の執行体制等に関する事項（様式第10号）
- 5) PFI等導入可能性調査に関する事項（様式第11号）
- 6) 見積価格に関する事項（様式第12号）

(2) 提出期間

令和元年6月10日（月）から令和元年6月17日（月）午後5時までの間に提出場所に直接持参すること。

受付時間は、開庁日の午前9時から正午および午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

都市建設部管理課 管理調整担当（市役所 5階）

(4) 辞退

指名通知書を交付された提案者が提案書の提出以降の参加を辞退する場合は、提案書提出期限の前日までに提案辞退届（様式第13号）を1部、事務局に持参または郵送で提出すること。

(5) その他

- 1) 提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴りで横書きとする。

ただし、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用も可能とする。

- 2) 提出された書類は、理由の如何に問わず返却しない。

- 3) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

11 審査及び審査結果の通知

(1) 審査方法

都市計画自転車駐車場PFI等事業手法選定支援業務委託プロポーザル審査委員会の委員により、別に定める審査基準に基づき、提案者からの提案書内容の審査（第一次審査）及びプレゼンテーション内容の審査（第二次審査）を行う。審査の結果、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も大きい提案者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。

なお、提案者が4者以上の場合、第一次審査における評価点の上位3者を第二次審査の対象者として選定する。また、審査の結果、最優秀提案者または優秀提案者が複数いる場合は、くじにより最優秀提案者または優秀提案者を決定する。くじの実施日時については、審査結果と合わせ

て通知する。

ただし、審査の結果、提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、最優秀提案者または優秀提案者を決せず、再度提案を募集することがある。

表：審査基準

評価項目		評価の視点	配点
第一次審査	会社の業務経歴・過去10年間の同種又は類似業務の実績	PFI等事業手法に関する業務実績のうち、以下に示す実績を有しているか。 ・自転車駐車場等に関するもの。 ・国又は地方公共団体の発注によるもの。 ・他都市における事例でその特徴や課題、対応策、解決策のうち、本業務で参考になるもの。	10点
	技術職員の経験及び能力	業務遂行のため必要な資格、実績、能力を有し、業務内容に見合った経験を有しているか。	10点
	業務の実施方針、方法、体制、工程計画等の妥当性	・実施方針、方法が具体的且つ実現性があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制及び工程計画となっているか。	20点
	業務内容に係る技術提案	・自転車駐車場整備及び運営に際し、民間の資金（又は周辺の公共及び民間施設との連携等）及びノウハウ等を最大限に活用し、当市の抱える課題解決に繋がる事業スキーム案の作成方法に関する具体的提案が成されているか。 ・官民連携手法の検討に関する具体的提案が成されているか。 ・導入可能性調査の取りまとめ方法等に関する具体的提案が成されているか。	25点
	見積価格	配点（15点）×（最低提案価格÷提案価格）※	15点
第二次審査	プレゼンテーション	・提案内容、質疑応答が論理的に納得できるか。 ・本業務に関する理解・知識が十分にあるか。	20点
総評価点（委員一人当たり）			100点

※：最低提案価格→各提案者の見積価格のうち最も低い価格のもの。提案価格→各提案者の見積価格。

（2）第一次審査結果及び第二次審査日時の通知

第一次審査結果は、書面にて本市から参加者に通知する。なお、第二次審査対象者については、第二次審査日時についても合わせて通知する。

（3）プレゼンテーション

1）開催日及び会場

- ・開催日：令和元年7月4日（木）
- ・会場：市役所 3階 議会会議室

2）出席者

管理技術者を含め、3名以内とする。

3）実施時間

55分以内とする。（説明30分、質疑応答15分、機器等の設置・撤去時間各5分程度。）

4) 使用機器

パソコン機器等を使用する場合は、提案書提出時に連絡するとともに提案者が準備すること。

5) その他

順番は提案書の受付け順とする。

(4) 審査結果の通知・公表

1) 審査結果は、提案者に書面にて通知するとともに、本市のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

2) 審査結果に対し疑義がある場合は、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により結果に対する説明を求めることができる。結果に対する説明は書面にて行う。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

2) 提案書類に虚偽の記載があった場合。

3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

4) 本実施要領に違反すると認められる場合。

1.2 事業者選定までの予定スケジュール

	項目	期間等
1	公募開始	令和元年5月13日(月)
2	参加表明書の提出期間	令和元年5月13日(月)～ 5月20日(月)午後5時まで
3	質問書の提出期間	令和元年5月13日(月)～ 5月20日(月)午後5時まで
4	質問書に対する回答	令和元年5月27日(月)
5	参加資格審査結果・指名通知書の通知	令和元年6月10日(月)
6	提案書の提出期間	令和元年6月10日(月)～ 6月17日(月)午後5時まで
7	第一次審査実施日	令和元年6月25日(火)
8	第一次審査結果及び第二次審査日時 の通知	令和元年6月27日(木)
9	第二次審査実施日	令和元年7月4日(木)
10	審査結果の通知・公表	令和元年7月10日(水)
11	契約内容の調整	令和元年7月10日(水)～7月24日(水)

※公募または審査状況により変更となる可能性あり。

1.3 契約

本市と優先交渉権者は、業務内容等について詳細協議を行い、双方合意の上で仕様の内容を確定させた後、契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次選交渉権者と詳細協議を行い契約を締結するものとする。

1.4 関連資料

- (1) 東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画
- (2) 東村山都市計画駐車場東久留米駅西口第1・第2自転車駐車場都市計画図書
- (3) 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則

※市ホームページにおいて公開中。

1.5 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加表明者、提案者、最優秀提案者又は優秀提案者（以下、「参加者」という。）の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は一切返却しない。また、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。
- (6) 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- (7) 提案書や選考結果は、東久留米市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (8) 参加者は、本プロポーザルに関連し知り得た情報については、当該情報を他者に漏らし、又は自己の利益のために利用することができない。

1.6 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口： 東久留米市 都市建設部管理課 管理調整担当
所在地： 東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 5階
電話： 042-470-7764
FAX： 042-470-7809
電子メール： kanri@city.higashikurume.lg.jp
ホームページ： <http://www.city.higashikurume.lg.jp>